

令和5年1月16日	
所 属	環境創造課
所属長	宗和 素子
電 話	06-6489-6301

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備審査書の縦覧について

尼崎市は、尼崎市環境影響評価等に関する条例第22条第1項の規定に基づき「尼崎市新ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価準備審査書（以下「準備審査書」という。）の提出があったので、同条第2項において準用する条例第13条第3項の規定により、準備審査書の写し等の縦覧を行います。

1 事業概要

(1) 事業者

名称 尼崎市
代表者名 尼崎市長 松本 眞
所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号

(2) 事業名

尼崎市新ごみ処理施設整備事業

(3) 事業予定地

尼崎市大高洲町8番地

(4) 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第1工場・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年1月16日から令和5年1月29日まで

(2) 縦覧場所

尼崎市役所中館9階（環境創造課）、尼崎市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、各保健福祉センター、各図書館

(3) その他

尼崎市 HP (https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/1022233/1022838/1033050.html)

【参考】

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、一定規模以上の事業を実施する際に、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表することで、住民などの意見を聴きながら環境の保全・創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る準備審査書

令和4年12月
尼崎市

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和4年8月29日に提出のあった「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について、尼崎市環境影響評価審議会の意見を尊重しつつ、審査を行ったので、環境の保全の見地からの意見を次のとおり述べる。

1 尼崎市新ごみ処理施設整備事業の概要・目的

尼崎市新ごみ処理施設整備事業（以下「事業」という。）は尼崎市における既存のごみ処理施設（焼却施設、破碎・選別施設、し尿処理施設等）の老朽化に伴い、新たなごみ処理施設に建て替えを行うとともに、新たなごみ処理施設の供用により市民や事業者が排出する一般廃棄物（し尿を含む）を適正に処理しつつ、排出された一般廃棄物に含まれる資源を回収すること等を目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業計画

- ・現時点では、施設・設備の構造・配置等の詳細な条件が確定していないことから、事業計画の具体化にあたっては、準備書で示した予測・評価結果の担保及び環境保全措置・環境創造措置の実施はもとより、最善の利用可能技術を導入するなど、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減すること。

イ 予測

- ・バックグラウンド及び予測条件の考え方については十分な検討を行い、わかりやすく示すとともに、事業の実施後の将来の環境の状態をできる限り正確に示すものとする。

ウ 評価

- ・単に予測結果に支障がないことによらず、環境保全措置・環境創造措置の目的・内容を可能な限り具体的に示し、これらを踏まえ総合的な視点から評価を行うこと。

エ 環境保全措置・環境創造措置

- ・環境保全措置・環境創造措置については、十分に検討し、評価書全体を通じて一貫性のある内容として示すこと。

（2）個別事項

ア 大気質

- ・施設の稼働時において、環境保全目標値を超えるものではないものの、一部の項目については特殊な気象条件下では予測値が環境保全目標値に近接することに加え、その影響が施設の稼働による寄与分が支配的となっていることから、環境負荷の回避・低減に向けた更なる環境保全措置を検討すること。
- ・施設関連車両の台数の削減や低公害車への更新の可能性についても検討すること。

イ 水質・地下水質・土壌汚染

- ・事業予定地は埋立地であるとともに土壌汚染のおそれがあることから、施設の解体・建設に伴う掘削により発生する湧水等の排水を予め把握したうえで、最適な排水の処理及び水質管理を実施すること。

ウ 騒音・振動

- ・施設関連車両・工事用車両の走行に対する環境保全措置である運転手への教育・指導については教育・指導内容及び実施方法を具体的に示すこと。

エ 廃棄物・資源循環

- ・プラスチック使用製品廃棄物の処理については、将来的なりサイクル技術の動向や社会情勢などを的確に捉え、総合的かつ柔軟な対応を検討すること。

オ 地球温暖化

- ・CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）に関する技術動向などを注視しつつ、将来的な導入も含め、柔軟に検討すること。

カ 景観

- ・建築物の大きさやデザインについては、公共施設であることを十分に考慮し、景観への影響を低減できるよう積極的な対策を講じること。

(3) その他

- ・評価書及び要約評価書の作成にあたっては、平易な言葉を用いるほか、図表・写真を用いるなどにより広く市民が理解しやすい内容とすること。
- ・施設の運用に伴い発生する排出ガス等の環境に関する情報については、市民の情報へのアクセス性を考慮しつつ、積極的にわかりやすく公開すること。

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

【審議会意見書】

令和4年12月
尼崎市環境影響評価審議会

尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき令和4年8月29日に尼崎市長から意見を求められた「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について、技術的・専門的な見地から審議を行ったので、次のとおり意見を述べる。

1 尼崎市新ごみ処理施設整備事業の概要・目的

尼崎市新ごみ処理施設整備事業（以下「事業」という。）は尼崎市における既存のごみ処理施設（焼却施設、破碎・選別施設、し尿処理施設等）の老朽化に伴い、新たなごみ処理施設に建て替えを行うとともに、新たなごみ処理施設の供用により市民や事業者が排出する一般廃棄物（し尿を含む）を適正に処理しつつ、排出された一般廃棄物に含まれる資源を回収すること等を目的としたものである。

2 意見

（1）全般的事項

ア 事業計画

- ・現時点では、施設・設備の構造・配置等の詳細な条件が確定していないことから、事業計画の具体化にあたっては、準備書で示した予測・評価結果の担保及び環境保全措置・環境創造措置の実施はもとより、最善の利用可能技術を導入するなど、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減すること。

イ 予測

- ・バックグラウンド及び予測条件の考え方については十分な検討を行い、わかりやすく示すとともに、事業の実施後の将来の環境の状態をできる限り正確に示すものとする。

ウ 評価

- ・単に予測結果に支障がないことによらず、環境保全措置・環境創造措置の目的・内容を可能な限り具体的に示し、これらを踏まえ総合的な視点から評価を行うこと。

エ 環境保全措置・環境創造措置

- ・環境保全措置・環境創造措置については、十分に検討し、評価書全体を通じて一貫性のある内容として示すこと。

（2）個別事項

ア 大気質

- ・施設の稼働時において、環境保全目標値を超えるものではないものの、一部の項目については特殊な気象条件下では予測値が環境保全目標値に近接することに加え、その影響が施設の稼働による寄与分が支配的となっていることから、環境負荷の回避・低減に向けた更なる環境保全措置を検討すること。
- ・施設関連車両の台数の削減や低公害車への更新の可能性についても検討すること。

イ 水質・地下水質・土壌汚染

- ・事業予定地は埋立地であるとともに土壌汚染のおそれがあることから、施設の解体・建設に伴う掘削により発生する湧水等の排水を予め把握したうえで、最適な排水の処理及び水質管理を実施すること。

ウ 騒音・振動

- ・施設関連車両・工事用車両の走行に対する環境保全措置である運転手への教育・指導については教育・指導内容及び実施方法を具体的に示すこと。

エ 廃棄物・資源循環

- ・プラスチック使用製品廃棄物の処理については、将来的なりサイクル技術の動向や社会情勢などを的確に捉え、総合的かつ柔軟な対応を検討すること。

オ 地球温暖化

- ・CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）に関する技術動向などを注視しつつ、将来的な導入も含め、柔軟に検討すること。

カ 景観

- ・建築物の大きさやデザインについては、公共施設であることを十分に考慮し、景観への影響を低減できるよう積極的な対策を講じること。

(3) その他

- ・評価書及び要約評価書の作成にあたっては、平易な言葉を用いるほか、図表・写真を用いるなどにより広く市民が理解しやすい内容とすること。
- ・施設の運用に伴い発生する排出ガス等の環境に関する情報については、市民の情報へのアクセス性を考慮しつつ、積極的にわかりやすく公開すること。

尼崎市環境影響 評価制度の概要



尼崎市の環境影響評価制度とは

環境影響評価制度（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民の皆さまや専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度です。

尼崎市では、昭和55年からは「尼崎市環境影響評価指導要綱」、平成17年からは「尼崎市環境影響評価等に関する条例」に基づき、環境影響評価手続を行ってきました。

その後、環境影響評価法の改正に伴い、社会状況の変化や運用上の課題等に対応するため、「尼崎市環境影響評価等に関する条例」及び「尼崎市環境影響評価条例施行規則」の一部改正を行うとともに、事前環境配慮指針及び環境影響評価技術指針についても改定を行い、平成25年10月から施行しています。

尼崎市環境影響評価等に関する条例

尼崎市環境影響評価等に関する条例施行規則

条例の施行に関して必要な事項（手続の詳細、環境影響評価の手続が必要となる対象事業の要件等）を定めています。

事前環境配慮指針・環境影響評価技術指針

事前環境配慮、環境影響評価（調査、予測、評価）、事後調査の具体的な方法について、必要な事項を定めています。

尼崎市環境影響評価 審議会

学識経験者等で構成され、環境影響評価に関する専門的・技術的な調査審議を行います。

参考

環境影響評価法

兵庫県条例（環境影響評価に関する条例）

国では環境影響評価法、兵庫県では環境影響評価に関する条例で、それぞれ対象事業を定めています。法または県条例の対象となる事業については、尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用除外となります。

環境影響評価の手順について

1. 事前環境配慮

事前環境配慮指針に基づき環境への配慮事項を検討し、事業計画に反映します。

【調査】環境への影響を予測するために、事業計画地などの状況を現地調査したり、関係資料を収集します。

2. 調査・予測・評価

事業内容や地域特性等を考慮し、次の項目から環境影響評価を行う項目を選定

【予測】事業の実施により環境がどのように変化するかを、工事中と供用後の段階について予測式を用いたり、類似事例によって予測します。

【評価】環境へどのように影響を及ぼすかをプラスの面とマイナスの面の両面から評価を行い、環境の保全のための措置を検討します。

3. 事後調査

工事中と供用後の段階について予測内容（評価書の内容）の検証を行います。また、環境の保全のための措置について評価書の内容どおり実施したか確認します。

【環境影響評価項目】大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、底質、地下水質、地形・地質、地盤変状、土壌汚染、廃棄物、植物、動物、生態系、資源循環、地球温暖化、人と自然とのふれあい活動の場、電波障害、日照、

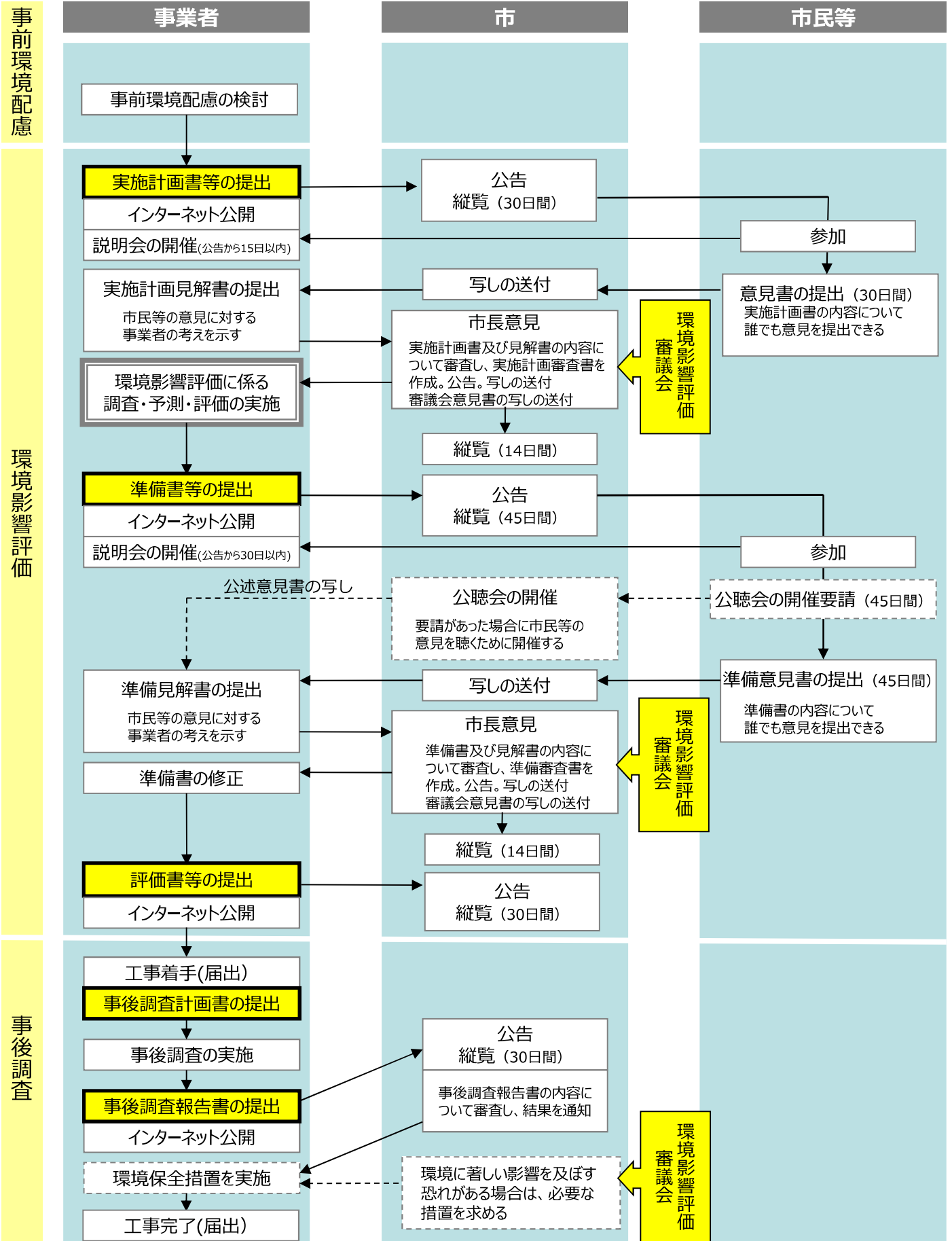
対象事業一覧

参考 法及び県条例の対象事業一覧

事業の種類		市条例 対象規模	対象規模				
			兵庫県（環境影響評価に関する条例）		国（環境影響評価法）		
			対象事業	特別地域対象事業 ※4	第一種事業 ※5	第二種事業 ※6	
1	道路の建設	高速自動車国道	すべて	すべて	—	すべて	—
		自動車専用道路（阪神高速）	すべて	4車線以上(すべて)	2車線 10km以上	4車線以上(すべて)	—
		自動車専用道路（一般国道）				4車線 10km以上	4車線 10km以上
		自動車専用道路（その他）				—	—
		一般国道（自専以外）				4車線 7.5～10km	4車線 10km以上
		林道	4車線 1km以上	4車線 10km以上	2車線 10km以上	4車線 10km以上	4車線 7.5～10km
その他の道路	—	—	幅員6.5m 20km以上	幅員6.5m 15～20km			
2	鉄道又は軌道の建設	新幹線鉄道	すべて	すべて	—	すべて	—
		普通鉄道	すべて(移設は長さ1km以上)	長さ10km以上	長さ7.5～10km	長さ10km以上	長さ7.5～10km
		軌道					
3	廃棄物処理施設の建設	ごみ処理施設(焼却施設除く)	処理能力4t/時以上	—	—	—	—
		ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上	処理能力450t/日以上			
		産廃中間処理施設(焼却施設除く)	敷地面積2ha以上	—			
		産廃焼却施設	処理能力4t/時以上	処理能力450t/日以上			
		し尿処理施設	—	処理能力150kt /日以上			
		最終処分場	面積1ha以上	面積15ha以上			
4	下水道終末処理場の建設	終末処理場	最大処理水量1万m ³ /日以上	計画処理人口10万人以上	—	—	—
		下水汚泥焼却施設	処理能力4t/時以上	—	—	—	—
5	市街地開発事業	土地区画整理事業	面積10ha以上	—	—	面積100ha以上	面積75～100ha
6	公有水面の埋立て	面積10ha以上	面積50ha超又は環境保全上重要な埋立	—	—	面積50ha超	面積40～50ha
7	工場又は事業場の建設	使用燃料5kt /時以上 ※1 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上)	使用燃料15kt /時以上 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上) 面積100ha以上	面積50～100ha	—	—	—
8	発電所の建設	火力発電所（地熱）	出力2万kW以上 ※2	出力1万kW以上	—	出力1万kW以上	出力7,500～1万kW
		火力発電所（その他）		出力7.5万kW以上		出力15万kW以上	出力11.25万～15万kW
		水力発電所		出力3万kW以上		出力3万kW以上	出力2.25万～3万kW
		原子力発電所		すべて		すべて	—
		太陽電池発電所		面積5ha以上		出力4kW以上	出力3万～4万kW
		風力発電所		出力1,500kW以上		出力500～1,500kW	出力1万kW以上
9	工業団地の建設	近畿圏整備法適用	面積10ha以上 使用燃料5kt /時以上 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上)	面積100ha以上 使用燃料15kt /時以上 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上)	面積50～100ha	面積100ha以上	面積75～100ha
		その他	—	—	—	—	
10	建築物の建設	建築物の高さ60m以上 かつ延べ面積5万m ² 以上	—	—	—	—	—
11	レクリエーション施設の建設	都市公園	面積5ha以上	形質変更面積100ha以上	面積50ha以上	—	—
		運動・レジャー施設	—	面積100ha以上	面積50～100ha	—	—
		ゴルフ場	—	面積20ha以上	—	—	—
12	複合開発整備事業 ※3	面積10ha以上	面積100ha以上	面積50～100ha	—	—	—
河川	ダム	—	湛水面積	湛水面積	湛水面積	湛水面積	湛水面積
	堰	—	100ha以上	50～100ha	100ha以上	75～100ha	
飛行場の建設	湖沼水位調節施設	—	—	—	土地改変面積	土地改変面積	
	放水路	—	—	—	100ha以上	75～100ha	
新住宅市街地開発事業	—	—	—	—	—	—	
新都市基盤整備事業	—	—	—	—	—	—	
流通業務団地造成事業	—	—	—	—	—	—	
宅地の造成の事業	都市再生機構	—	—	—	—	—	
	中小企業基盤整備機構	—	—	—	—	—	
港湾計画	—	—	—	—	—	—	
畜産施設の建設	豚房施設	—	面積7,500m ² 以上	—	—	—	
	牛房施設	面積23,500m ² 以上					
	鶏舎等	面積33,000m ² 以上					
住宅団地の造成	—	—	—	—	—	—	
土石の採取又は鉱物の採掘	—	—	—	—	—	—	

※1 「使用燃料」は、発熱量39.1MJに相当する量を重油1t に換算した量 ※2 「出力」は、発電端投入熱量9,00MJ当たりの発電電力量を1kw時（発電効率39.98%）に換算した出力
 ※3 廃棄物処理施設、工業団地、レクリエーション施設のうち（県条例では、工場等、運動・レジャー施設、工業団地、住宅団地、流通業務団地のうち）、2以上の事業を併せて実施する場合
 ※4 特別地域... 自然環境など特に保全すべき地域 ※5 第一種事業... 必ず環境アセスメントを行う事業 ※6 第二種事業... 第一種事業に順ずる規模で、環境アセスメントが必要かどうか個別に判断する事業

環境影響評価手続きの流れ



【発行元】 尼崎市経済環境局環境部環境創造課

TEL:06-6489-6301 FAX:06-6489-6300

■ 条例及び条例施行規則については、尼崎市HPに全文を掲載しています。

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

